

総務文教常任委員会調査報告書（令和5年度）

1. 調査報告の目的

常任委員会の調査力の強化と委員会活動の見える化のため、令和5年度において行った総務文教常任委員会における調査の結果を記すものである。

2. 調査の範囲

本委員会の所管は、糸島市議会委員会条例第2条第2項の規定により、総務部、経営戦略部、子ども教育部、会計管理者、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に属する事項並びに他の委員会に属さない事項とされており、これらの範囲内で調査を行った。

3. 調査の経過

本委員会では、本年度、計15回の委員会において、付託された議案等の審査のほか、「学校教育の現場における課題」をテーマに調査を行った。

本年度の委員会の開催状況、調査事項等は以下のとおりである。

■総務文教常任委員会開催状況

回	年月日	調査事項等
1	令和5年4月11日	・執行部からの報告について ・委員会の調査テーマと所管事務調査について
2	令和5年5月18日	・執行部からの報告について ・所管事務調査について
3	令和5年6月6日	・議案等審査、採決 ・執行部からの報告について
4	令和5年6月12日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について
5	令和5年7月11日	・執行部からの報告について
6	令和5年8月18日	・執行部からの報告について ・学校現場の調査の結果概要について ・行政視察について
7	令和5年9月6日	・議案等審査、採決 ・請願審査 ・執行部からの報告について
8	令和5年9月13日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について ・行政視察について

9	令和5年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・追加議案等審査、採決 ・委員長報告の取りまとめ
10	令和5年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・請願の閉会中の継続審査 ・執行部からの報告について
11	令和5年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・請願の閉会中の継続審査 ・執行部からの報告について ・行政視察先への質問事項について
12	令和5年12月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・議案等審査、採決 ・請願審査 ・執行部からの報告について
13	令和5年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について
14	令和6年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・行政視察報告書について
15	令和6年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書案の検討、決定

4. 調査事項

(1) 調査テーマの選定

本委員会では、教職員のメンタルヘルス対策を含めた教職員の働き方の問題、不登校児童・生徒の増加、急速に進む教育のICT化など学校現場における諸問題を喫緊に取り組むべき課題であると判断し、本年度は「学校教育の現場における課題」をテーマに選定の上、調査を進めることとした。

(2) 学校現場の調査

次に、本委員会では、調査を進めるに当たっての具体的な課題抽出のため、令和5年5月18日には前原南小学校及び長糸小学校へ、同年7月11日には志摩中学校へそれぞれ赴き、学校現場の調査を行った。

調査では、まず学校長等から学校施設の案内を受け、併せて授業風景の見学を行った。その後、委員会で選定の上、事前に学校側へ通告していた「学校給食」、「学校と地域の関わり方」、「不登校対策」及び「教職員のメンタルヘルス」の4項目について学校長等と意見交換を行った。

その結果、どの項目も課題はあるものの、学校給食については給食費未納などの件数が少ないこと、不登校対策は一定程度講じられていること、学校運営への地域からの協力は十分行われていることなどが分かった。一方で、教職員のメンタルヘルスについては、退職者への対応よりも、教職員の負担が過大になっていることからその改善を求める声の大きいことが分かった。

学校現場の調査の詳細は、以下の結果概要を参照されたい。

■総務文教常任委員会 学校現場の調査結果概要（令和5年5月18日、7月11日）

1. 学校給食について

確認した事項
残食率は、高いところでも5%程度であった。
野菜の皮や残食のたい肥化に取り組んでいる学校はなかった。ただし、教育の一環としてコンポストを活用している学校はあった。
給食費の滞納は微少であった。未納がない学校もあった。
給食費の滞納に対しては、事務職員から未納通知は出すものの、それでも納付されない場合は教員が対応している。管理職が対応しているケースもあった。
集めた給食費でしか食材を買えない。その範囲内でやり繰りしているので、滞納があれば、質、量については少し下がってしまう。
食材は、可能な限り地元から購入するよう調整されている。45%が地元産品の学校もあった。
【見えてくる課題】 ①残食のたい肥化等の活用がされていない。 ②給食費の未納による給食費全体の減少が給食の量及び質の低下につながりかねない。

2. 学校と地域との関わり方について

確認した事項
学校運営協議会の主な構成は、学識経験者、地域の主要な会の代表、コミセン、PTA、教育関係者等であり、人数は10名程度。学校からの推薦で決定しており、公募はない。
学校運営協議会の存在により、学校経営や運営方針、学校行事、児童の学習の様子などの情報が地域と共有できている。
生徒の活動について地域からの協力が得られるほか、地域行事へ生徒が気軽に参加できるようになっている。
地域に担ってほしい点としては、学校外の諸課題、交通安全、防災やスマホの問題などが挙げられた。
PTAの未加入者は微少であった。加入率は100%の学校もあった。
【見えてくる課題】 ①防犯・防災、社会ルールなどの教育は学校ではなく地域で行われたほうがよい。

3. 不登校対策について

確認した事項
不登校者には原則登校を促しているが、保健室、不登校支援教室も選択肢に入れつつ、保護者や本人の意向を聞きながら慎重に指導されている。担任に限らず、関係が良好な教員を経由して状況確認しているケースもあった。
不登校生徒の状況は全て把握し、教職員間で情報共有されていた。
日本語を母語としていない児童はいなかった。
不登校者の保護者等への連絡については、電話により速やかに行われていた。
不登校者への配付物は、友達に届けてもらったり、保護者に来てもらったりしている。都合がつかない場合、不登校対応指導員や担任が届けに行くケースもあった。
不登校者に対する給食の停止については、保護者の理解を十分得てから行われている。不登校を促す恐れもあるため、学校から不登校者へ給食を止める旨を話していないケースもあった。

<p>保護者からの不登校の相談としては、登校復帰、相談機関、子供との関わり方などが挙げられた。また、不登校間の学力低下を心配する声もあるため、別室での授業や、タブレットを使ったオンライン学習による対応も個別になされていた。</p>
<p>不登校の要因は様々で特定は難しい。学校環境、家庭環境や、無気力、目的意識が持てないなどが挙げられたが、特にゲームなどでの昼夜逆転を挙げる声が多かった。</p>
<p>不登校の要因が学校にある場合、複数の教員で関わったり、希望すれば別室で過ごせるような対応を行っているほか、オンライン授業も活用されている。</p>
<p>【見えてくる課題】</p> <p>①不登校の要因が複雑化、複合化している。</p> <p>②不登校の要因の大きなものとしてゲームなどによる昼夜逆転から起こる生活習慣の乱れがある。</p>

4. 教職員のメンタルヘルスについて

確認した事項
<p>教職員の負担としては、保護者対応や、業務の多様化、経験のない部活の顧問、提出書類の多さ、授業の準備などが挙げられた。</p>
<p>メンタルヘルス防止のため、教職員の様子が教職員間で情報共有されていた。対応が必要な場合は校長を中心に対応している。また、県の相談事業が積極的に活用されている。</p>
<p>学級費、給食費、学年教材などの校納金の事務は教職員でなくてもよいとの声が多かった。</p>
<p>下校時の見守り、放課後の見回り、公園での遊び方の指導などは、教職員でなくてもよいとの声が多かった。</p>
<p>校内の草刈りや剪定、コロナ禍での消毒作業は、教職員でなくてもよいとの声が多かった。</p>
<p>教職員の働き方の改善のため、働き方改革推進委員会が開かれている例があった。</p>
<p>教職員の空き時間の確保のため、専科制度の活用、教科の交替、児童の下校時間を早めるなどの取組が行われていた。</p>
<p>週に1回はノー残業デーが設けられていた。</p>
<p>中学校では、部活動指導員の活用が休日の教職員の負担減につながっていた。</p>
<p>【見えてくる課題】</p> <p>①教職員の負担は、内部要因としては提出書類の多さ、授業準備などで、外部要因としては保護者の要求・相談への対応などが挙げられる。</p> <p>②教職員が負担しなくてもよいものとして、校内の草刈りや剪定、校納金の徴収や管理、登下校時の見守り、放課後の見回りなどが挙げられる。</p> <p>③教職員のメンタルヘルスの防止や働き方の改善のため、就業中の空き時間をいかに確保するかが重要</p>

■ 学校現場の調査の様子



(3) 先進地への行政視察

次に、本委員会では、教職員の働き方の改善に対する取組状況などを考慮し、令和6年1月16日及び同月17日に、愛知県半田市及び岐阜県下呂市において、以下のとおり行政視察を行った。

なお、令和6年1月15日に石川県金沢市で行政視察を行う予定としていたが、同月1日に発生した令和6年能登半島地震のため、同市への行政視察は見送ることとした。

行政視察の詳細については、別紙「視察報告書」を参照されたい。

■ 行政視察の概要

愛知県半田市（1/16）	岐阜県下呂市（1/17）
・部活動の地域移行の取組について	・教職員の働き方改革について

■愛知県半田市での行政視察



■岐阜県下呂市での行政視察



(4) 調査の総括

本年度の調査を終え、学校現場における喫緊の課題は教職員の働き方の改善である。それには部活動の地域連携や地域移行、部活動の在り方、学校行事の見直し、学校運営における地域との協力体制などを推進し、教職員が教務に打ち込める時間をいかに増やすことが重要であるかを再認識した。本市においても、部活動における外部指導員の活用、定時退校日の設定など様々な施策を行っているが、先進地ではそれを教職員、生徒が主体的に考え、運用できているという点では、本市も学ぶことが多いと感じた。

今後、本市においても、部活動や学校運営における地域との協力体制の構築、学校行事の選択と集中など、教職員が教務に向き合う時間の確保に対するより一層の支援についてご配慮いただきたい。

5. 視察報告書

■視察報告書（愛知県半田市）

委員会名	総務文教常任委員会
視察日時	令和6年1月16日（火） 13時10分～14時40分
視察先	愛知県半田市
視察項目	部活動の地域移行に関する取組みについて
視察参加議員	重富洋司、畑中鶴見、徳安達成、川上伸悟、中尾浩昭、佐藤倫子、三苫幹治

I. 半田市の概要

半田市の概要 面積：47.42km² 人口：117,484人 世帯数：52,796世帯

半田市は、名古屋市の南、中部国際空港の東にあり、知多半島の中央部東側に位置している。昭和12年に誕生し、古くから海運業、醸造業などで栄え、知多地域の政治・経済・文化の中心都市として発展してきた。

II. 視察概要「部活動の地域移行の取組について」

半田市では、総合型地域スポーツクラブへの部活動の移行を進めており、その具体的取組や部活動の在り方についての考え方を伺った。

1. 半田市の部活動の地域移行に関する取組について

(1) 現在の部活動の定義（スポーツ庁・文化庁ガイドラインより）

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

(2) 半田市の現状

半田市には五つの中学校があり、部活動への入部状況は全在籍者割合で、スポーツ系72.6%、文化系27.4%、加入割合92.3%である。

(3) 部活動における全国的な課題

①少子化の影響

少子化が進展する中、学校部活動を徒前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によって存続が厳しい状況にある。

②教員の負担

専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めざるを得ない。また、個別最適な教育の実践に伴う業務の多様化、複雑化により多忙な勤務が強いられ、働き方改革の必要性が求められている。教員の負担軽減は必須で急務となっている。

(4) 課題を踏まえた生徒が主役の部活動へ

①学校部活動の地域連携と地域クラブ活動への移行

ア あるべき姿へ「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するために」

やりたい競技等ができ、選択の幅を広げることで、他競技や文化芸術活動へのチャレン

ジが可能になる。また、他校の生徒とチームメイトになることで、交友関係が広がり、新たなトレーニング方法やより専門的な指導を受けることが出来るようにする。

イ 地域と共に「学校と地域との連携・協働」

地域の子供たちは学校を含めた地域で育てる意識の醸成を図ることにより、連携・協働がさらに強まり、地域の多様な体験や様々な世代との交流を通じた学びの機会を得ることで、新しい価値観が創出される。また、生徒のニーズに応じたプログラムの提供等を行うことで、生徒のみならず地域住民を巻き込んだ地域クラブ活動の振興が図られ、地域にとっても有益な機会となる。

ウ 実現する「持続可能な活動環境を整備する」

地域における新たな環境整備にあたり、まずは休日における整備を着実に進める。次に、生徒や保護者を始めとする学校関係者はもちろんのこと、庁内関係部局が協議会等を設置するなど検討体制を整備する。また、地域の実情に応じた地域クラブ活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する。

(5) 半田市の部活動改革

①令和6年9月1日より「半田市部活動改革」として土日祝日は学校部活動を実施せず、地域が受け入れる。

ア あるべき姿 ・月～金は野球、土日はサッカー（多種目への挑戦）

・月～金はサッカー、土日は吹奏楽（音楽も大好き）

イ 地域と共に ・地域関係団体が受け入れ（学校と地域がさらに連携）

・関係団体の活性化（新たなニーズへの対応）

ウ 実現する ・まずは土日祝日から（将来的には平日への展開も視野）

・団体格差の是正（団体の人材や運営面の違いを支援）

②半田市の新部活動ガイドライン

・学校部活動は平日のみ。土日祝日は実施しない。

・参加する大会等は、原則知多地方中学校体育大会及び吹奏楽コンクール知多地区大会・NHK全国学校音楽コンクールのみとする。

上記のガイドラインにより、休日の部活動で教師の関りはなくなり、休日の学校部活動としての練習や試合が無くなるということで、教師の負担は軽減され、学校環境は大きく改善される一方で、これまでの常識から大きな変換となるため、関係者に与えるインパクトや影響も大きいものとなる。部活動改革の意義や有効性などを丁寧に説明する必要がある。

③地域の受け入れ団体

スポーツ活動 ・市内5地区総合型地域スポーツクラブや半田市スポーツ協会など

文化芸術活動 ・半田市文化協会や半田少年少女合唱団など

④部活動改革における主な課題

ア 人材確保

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、様々なジャンルの指導者の確保が必要となる。今後はe-sportsやダンスなど多様な活動への対応も求められる。

イ 団体組織力

持続可能な活動を支える上で、受入団体の支援は必須となっています。資金的な支援を行う必要があり、支援に際し目的や期間などを明確にし、公平な制度設計が必要である。

ウ 保護者理解

部活は学校がやるもので月謝がかからないものといった、これまでの常識から大きな方針転換となるため、地域での活動の有効性などを丁寧に説明するとともに、生徒の活動機会の確保と円滑に制度が移行できるよう経済的な支援を講じる必要がある。

⑤「半田市部活動改革」は半田市が目指す街づくり

ア 子どもたちが夢や目標を持ち、人間性・社会性、健やかな心と体が育まれる。

イ 地域に見守られながら、子供たちが安心・安全に楽しく充実した生活を送る。

ウ 多様な市民ニーズや地域課題について、市民と行政が情報を共有し、お互いの立場を尊重しながら一緒に考え、協働で取り組むことにより解決できる。

以上のことにより、チャレンジあふれる都市はんだへの確実な一歩となる。

■本市にとって活用すべき事項や課題

本市においても、部活動指導体制の充実に向け専門的な知識技能を有する部活動指導員を試験的に各中学校に一名ずつ配置した。働き方改革の取り組みでは、市内の中学校では、週あたり二日間部活動休養日を設定しているところもある。また、部活動を求めて他の中学校に通うようになるなど、中学部活動改革を考えなくてはならない時期に来ている。

半田市は、平成14年に一度部活動改革を行っている。「半田市スポーツ振興計画」を策定し、すべての中学校区で総合型地域スポーツクラブを設立したが、指導者の確保や財源、また、大会の参加規格等の課題があり、平成24年に改革以前の形に戻すことになり上手くいかなかったとのことである。その経験を踏まえて新たに令和6年9月より実施される。

まずは、どのような成果が出るか注視するとともに、本市においても地域移行を含めた部活動改革を考える必要がある。

■視察報告書（岐阜県下呂市）

委員会名	総務文教常任委員会
視察日時	令和6年1月17日（水）9:30～11:00
視察先	岐阜県下呂市
視察項目	教職員の働き方改革について
視察参加議員	重富洋司、畑中鶴見、徳安達成、川上伸悟、中尾浩昭、佐藤倫子、三苫幹治、

I. 下呂市の概要

- ①人口（令和5年4月末）29,821人 世帯数 12,040世帯
- ②面積 総面積 851.21km（宅地1.14%、農地1.35%、森林91.13%、その他6.38%）

II. 視察概要「教職員の働き方改革について」

下呂市では、教職員の働き方改革のため、令和4年度より、市内6中学校が一斉に生徒の活動終了時刻を16時30分としている。中学校長会が主導で、市内全6中学校で一斉に取り組んでいる。令和5年度より16時30分下校をスタートしてから、下呂市の教職員の時間外勤務時間平均は、月ごとに約10時間の減少。活動終了16時30分を実現した複数の取り組みの経緯や具体的内容を伺った。

1. 部活動の再編について

(1) 概要

①再編に至った背景

- ・下呂市では平成21年と令和2年を比べ、部活動数は微減、児童数は減っている。全国的に同様の傾向がある。
- ・そのため、課題として、部活動数が多い学校は「人数が少なく、成り立たない部がある」「試合形式練習に支障をきたす場合がある」「切磋琢磨の関係が築きにくい」「専門的指導が受けられない場合がある」。また、部活動数が少ない学校は、上述の内容に加え、「やりたい部活動がない」「選択肢が少ない」という課題がある。
- ・教職員にとっての課題は、部の削減を求められるが「どの部活を減らすか決まらず議論が行き詰まる」、「経験者を配置できない場合が多い」、「顧問1人体制で休みづらい」「人によってはストレス、多忙感、教材研究の妨げ」になっている。
- ・校長会でも部活動の課題に対して共通認識があり、令和2年文部科学省から部活動の地域移行について提示がある前から、検討を始めていた。休日の地域移行に関しては、指導者の確保、支援体制の整備、運営方法の構築、また平日の部活動に関しては、地域の指導者による活動であれば夜の活動になるため、子どもたちにとって良くない状態になる等の課題が挙げられており、部活動の再編を行うこととした。

(2) 実施内容

- ・下呂市部活動構想では、生徒にとって有益かつ持続可能な部活動の在り方を定めた。また、現教育長は「下呂市は一つ」という考えがあり、住む場所によって、経験に偏りがないように努めたいと考えている。
- ・上記の課題を解決するため、令和6年度から以下の取り組みをすることとした。
令和3年度より岐阜県モデル校事業で、令和5年度より段階的導入を行っている。
ア 平日の部活動：16:30まで。学校で教師が指導する。2時間以内、4日以内。
イ 土日の部活動：地域クラブ活動（合同部活動）3時間以内、土日どちらかは休み。原則拠点校で行い、教育委員会が任命した地域クラブ指導員（やりがいを感じている小中学校の教職員および地域の社会人）が指導を行う。
- ・合同部活動となることで、51部活動が28部活動になる。自分の学校にはない部活動にも参加

できるようになる。合同部活動は土日のみ実施で、自分の学校にはない部活動に参加している生徒は、平日は他の部活動やトレーニング部に参加する。

- ・令和6年度の土日の指導者は中学校の教職員30名（教職員の27%）、小学校の教職員8名、および地域の指導者である。
- ・生徒が早く帰宅するため、帰宅後の時間の有効活動への誘発として、探究的な学びの勧め、読書の勧め、部活動の目標に向う活動の勧め、奉仕活動の勧めを行っている。

(3) 成果

- ・練習時間が短く、土日の練習は顧問がいないため、自分たちでやらなければならないため、練習方法がより練られることとなった。上位大会に行く生徒が増えた。
- ・教員の時間外勤務の時間が減少した。

2. 16時30分生徒の活動終了時刻の設定について

(1) 概要

- ・令和2年度、新型コロナウイルス感染症により2か月の休校、豪雨災害での2週間の休校があったが、授業数を確保できたことを契機に、検討を始めることとなった。
- ・主な削減や変更をした時間は、以下の通り。
昼休み・終活を5分短縮し15分に、火曜と金曜は5時間授業、水曜日は7時間授業。午後は主に総合的な学習の時間や学活。掃除は週3日（月・火・金）のみ、部活動は、平日3日のみ。
- ・校内行事の見直しも行った。市総合体育大会を廃止、種目ごとの開催6時間減、2年生の職場体験を1年間の「寝屋子学習」として地域（コミュニティスクール）で実施することで18時間減。生徒会委員会の時間を廃止し、生徒会執行部と学級委員会の新組織、1・2年生の宿泊研修を1日に、運動会や三選会等の行事「練習」の削減、儀式的行事の「練習」の削減、節目の集会を授業開始前に実施するなどした。主に教務主任会が見直しを行った。素案を各学校に持ち帰り、共有。それにより、全6校での統一見解が必要な内容、加えて各学校独自のものの整理ができた。
- ・中学校は、始業式・終業式の日に授業を実施、定期テストはなく、課題テスト重視としたためテスト期間による授業削減等がなくなった。
- ・上記の取り組みにより、授業時間を確保しつつ、生徒会活動、行事、フリーの時間が大幅に削減できた。

(2) 成果（アンケートより）

①生徒

- ・家庭学習をする時間が増えた、趣味の時間が増えた、家族と過ごす時間が増えた、寝る時間が増えた、と言う生徒が多かった。
- ・16時30分生徒の活動終了時刻の設定について「良い」「まあ良い」の回答は90%超。
- ・見えない学力の向上がみられる。プレゼン能力、考察力が高まっている。寝屋子学習の成果と言える。

②保護者

- ・明るい時間に帰宅でき安心、家族団らんの時間がつくれる等の声があった。
- ・16時30分生徒の活動終了時刻の設定を「良い」「まあ良い」と回答したのは約80%。

③教職員

- ・家庭で家族と過ごす時間が増えた、教科の準備に十分に時間をかけることができるようになった、自分の趣味や読書の時間が増えた、生徒についての情報交流や支援の在り方などが他の職員と共有できるようになった、等の声があった。

(3) 課題と今後の取組

- ・標準時数より多い授業時間数になっているため、来年度より前期28時間（部活動を増やす）、後期29時間など検討をしている。

・下校後に有効な時間の使い方ができている生徒ばかりと言い難い。長時間のゲームの使用について、指導や生徒会を中心に検討、保護者と連携した取り組みを行う。

3. 16時30分活動終了を支える体制

(1) 概要

①方針

- ・目的の明確化を図る学校経営ビジョン
- ・6期のPDCAサイクルで行う職員改
- ・1週間のPDCAサイクル、生徒指導委員会
- ・指導のブレを最小限にする公務文章
- ・全教職員で共通の生徒指導のスタンス

を行い、ぶれない指導の展開、早期の戦略構想、打ち上げ花火ではない線の指導の蓄積を行う。

②学年担任制の導入

学年3クラスに1人の主担当。1週間ごとに複数の教員で朝の会を順番に回す。多くの目で子どもたちを見ることができ、課題がある場合、みんなで作戦を考えることができる。

③役割の集約

文部科学省や県教育委員会より、様々な取り組みや役割の導入を言われるが、内容を精査し、役割を増やすのではなく、集約させ、時間や人を削減するようにしている。

④地域連携「寝屋子学習」

寝屋子学習は、コミュニティスクールの部会が主に中心となり、地域の職場体験を通じ、下呂の未来の担い手を地域で育てる地域主体の取り組みである。学校から決められた日時に職場体験をするのではなく、子どもが直接会社に電話し、予定を立て、年間を通じて体験をする。地域連携により、年間18時間程度、削減できている。

⑤（質問「学校経営権で学校長判断とならないのか？」に対し）

生徒中心、学校中心の考えがある。学校長に任せる部分もある。校長会に課題委員会があり、困りごとを全市で検討、提案内容を考え、必要であれば、予算化につなげる仕組みになっている。

(2) 今後の展開

令和6年度は、

- ・学年担任制を中学校2校で実施、ブロック担任制を小学校1校で実施、1校で計画。
- ・縦割りクラスを、極小規模校小学校3校で計画又は実施。
- ・給食費及び補助教材費の公会計化に取り組み、教員の会計作業がないようにしたい。

■本市にとって活用すべき事項や課題

(1) 部活動の在り方の見直しについて

糸島市では「部活動の地域連携」（既存の部活動に、土日は外部指導員を派遣する）のモデル事業を、令和5年度より行っている。志摩中学校をモデル校とし、現時点で12人の外部講師に依頼をしている。視察した半田市、下呂市共に、「既存の部活動に外部指導員を派遣する」形では、「いずれ、指導者が見つからなくなる」「学校により不均衡が起こる」「学校内でも外部指導者が見つかる部と見つからない部があり、不均衡が起こる」「教員が平日の部活をこれまで通りの時間で担当をし、土日の外部講師と引継ぎをしたりする時間があれば、教員の負担軽減にはならない」ことを見越し、「部活動の改革」「部活動の地域移行」という手法をとっていた。

糸島市の広さ、人口動態、部活動数と部活動加入生徒数などを鑑み、「既存の仕組みのまま外部講師に依頼をする」という形が適切かどうか、今後の糸島市の動きを注視していきたい。

(2) 掃除、学校行事などの回数や時間、役割や会議の数・時間の見直しについて

下呂市では、日々の時間や学校行事の時間や内容を見直し、選択と集中を行った。また、学校間で差を出さない、全市の統一見解を持つためにも見直し内容を全学校で共有するなど、本市でも参考にすべき課題であるとする。

(3) 地域連携、コミュニティスクールの活用について

学校による体験格差をなくす、教員の負担軽減、また地域の人たちの方が情報を知っているため、地域連携による職場体験や、職場体験に限らずとも、コミュニティスクールの活用も注視していきたい。

市民福祉常任委員会調査報告書（令和5年度）

1. 調査報告の目的

常任委員会の調査力の強化と委員会活動の見える化のため、令和5年度において行った市民福祉常任委員会における調査の結果を記すものである。

2. 調査の範囲

本委員会の所管は、糸島市議会委員会条例第2条第2項の規定により、地域振興部、市民部、健康福祉部及び消防本部に属する事項とされており、これらの範囲内で調査を行った。

3. 調査の経過

本委員会では、本年度、計16回の委員会において、付託された議案等の審査のほか、「福祉現場の調査・研究」をテーマに調査を行った。

本年度の委員会の開催状況、調査事項等は以下のとおりである。

■市民福祉常任委員会開催状況

回	年月日	調査事項等
1	令和5年4月17日	・執行部からの報告について ・委員会の調査テーマについて
2	令和5年5月16日	・執行部から説明 ・閉会中の委員派遣について ・民生委員・児童委員との意見交換会について
3	令和5年6月7日	・議案等審査、採決 ・民生委員・児童委員との意見交換会について ・行政視察について
4	令和5年6月12日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について ・民生委員・児童委員との意見交換会について ・行政視察について
5	令和5年7月21日	・執行部からの報告について ・民生委員・児童委員との意見交換について ・行政視察について
6	令和5年8月16日	・執行部からの報告について ・民生委員・児童委員との意見交換について ・行政視察について
7	令和5年9月7日	・議案等審査、採決 ・行政視察について
8	令和5年9月13日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について

		<ul style="list-style-type: none"> ・行政視察について
9	令和5年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部からの報告について ・行政視察について ・民生委員・児童委員との意見交換について
10	令和5年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部からの報告について ・行政視察について ・民生委員・児童委員との意見交換について
11	令和5年12月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・議案等審査、採決 ・視察報告書について
12	令和5年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について ・執行部との情報交換会について ・意見書について ・視察報告書について
13	令和6年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・視察報告書について ・意見書について ・調査報告について ・執行部との情報交換会
14	令和6年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・議案等審査、採決 ・委員長報告の取りまとめ
15	令和6年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部からの報告について ・意見書について ・視察報告書について ・調査報告書について
16	令和6年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書について

4. 調査事項

(1) 調査テーマの選定

少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、地域社会のつながりや地域に対する関心の希薄化などが課題となる中、社会的孤立、生活困窮、ひきこもり、虐待、見守りが必要な人の増加など、地域の福祉課題は複合化・多様化している。

このような中で、地域において福祉現場が抱える課題等を把握するため「福祉現場の調査・研究」をテーマに選定し、調査を進めることとした。

(2) 意見交換会等

地域福祉の担い手として、住民個々の相談や見守り活動をされている民生委員・児童委員に地域の福祉現場における課題等の意見を聞くため、下記のとおり意見交換会を実施した。

各意見交換会では、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会役員より事業内容などについて説明を受けた後、意見交換を行った。

その他、意見交換会に先立ち、5月16日の委員会で、執行部の協力により、糸島市におけ

る民生委員・児童委員の取組などについて事前に学ぶ場を設けた。また、意見交換会終了後に、意見交換会から得た意見等について情報の共有と理解を深めるため、1月26日の委員会で、執行部と5つのテーマについて情報交換会を実施した。

■意見交換会

開催日等	<p>令和5年5月31日 糸島市民生委員児童委員協議会役員会</p> <p>令和5年6月28日 前原地区民生委員児童委員協議会役員</p> <p>令和5年7月18日 二丈地区民生委員児童委員協議会役員</p> <p>令和5年7月20日 志摩地区民生委員児童委員協議会役員</p>
意見交換の内容 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> * 民生委員・児童委員の改選の時期について <ul style="list-style-type: none"> ・改選時期が12月であるため人選が難しい。 ・改選時期がなり手不足にもつながっている。 * なり手不足について <ul style="list-style-type: none"> ・選出に苦勞している。 ・長く続けてもらえない。 ・地域福祉を担う人材の育成が重要である。 * 見守り活動について <ul style="list-style-type: none"> ・情報が入りにくく、校区単位での支援に難しさを感じる。 ・人間関係が希薄になっている。 ・地域でコミュニケーションが取れなくなっている。 * 移手段について <ul style="list-style-type: none"> ・福祉バスの復活やバス借り上げ料の増額はできないか。 ・校区行事などでの移手段の確保が課題となっている。

■意見交換会の様子



■情報交換会

開催日等	<p>令和6年1月26日</p> <p>健康福祉部地域福祉課、地域振興部コミュニティ推進課</p>
情報交換の内容 (抜粋)	<p>(1) 民生委員の改選時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改選時期に関する市の取り組みについて

	<p>(2)活動費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市も補填しているが、活動費の現状について <p>(3)なり手不足について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選出にあたっての課題について ・複数の期にわたって続けてもらうための課題について <p>(4)見守り活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク福祉会の推進に係る取り組みについて ・民生委員・児童委員からの要望等について <p>(5)移動手段について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動手段の確保について ・福祉バス、バス借り上げへの補助、公共交通の充実について
--	--

(3) 国に対する意見書（案）

民生委員・児童委員との意見交換会及び執行部との情報交換会を通して得た課題の中から、民生委員・児童委員の改選時期、活動費等について国に改善を求める意見書（案）を委員会としてとりまとめ、令和6年第1回定例会に上程した。

なお、意見書（案）の詳細については、別紙「民生委員・児童委員の一斉改選の時期及び活動費等の見直しを求める意見書（案）」を参照されたい。

(4) 先進地への行政視察

令和5年11月13日から同月15日にかけて、住民や団体、事業者などと一体となり地域福祉等における先進的な取り組みを行っている広島県三原市、大阪府摂津市及び福井県坂井市において、以下のとおり行政視察を行った。

なお、行政視察の詳細については、別紙「視察報告書」を参照されたい。

■行政視察の概要

広島県三原市 (11/13)	大阪府摂津市 (11/14)	福井県坂井市 (11/15)
<p>◇住民ニーズに基づいたサポート体制の構築と地域連携の在り方について（ふれあいの町江木見守り部会の取り組みについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいの町江木見守り部会の取り組みについて ・生活支援活動「まかせんさい！」について ・市民ニーズの聴取について 	<p>◇摂津市居住支援協議会の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会を設立までの経緯について ・協議会の必要性について ・関係部署間の役割と連携について 	<p>◇地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性と一体的策定・推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健総合計画等について ・地域福祉推進のための計画推進体制について ・地域福祉推進基礎組織の活動等について

■広島県三原市での行政視察



■大阪府摂津市での行政視察



■福井県坂井市での行政視察



(5) 調査の総括

本市においても、少子高齢化の進行や住民同士のつながりが希薄化し、個人や世帯が抱える課題などの、福祉課題は徐々に拡大しているように感じる。本年度の調査を終え、地域において支援を必要としている人を見守り、互いに助け合う仕組みをつくるためには、地域住民や地域団体、事業者などが一体となって行政とともに、地域課題の解決に取り組むことが重要であることを再認識した。保健福祉に関する包括的な計画の策定や住宅確保要配慮者の課題への対応等の先進地の取り組みは、本市においても参考になると感じた。本委員会としても、多様化する住民ニーズや福祉課題について、今後とも動向に注視したい。

5. 視察報告書

■視察報告書（広島県三原市）

委員会名	市民福祉常任委員会
視察日時	令和5年11月13日（月）13時30分～15時00分
視察先	広島県三原市
視察項目	住民ニーズに基づいたサポート体制の構築と地域連携の在り方について （ふれあいの町江木見守り部会の取り組みについて）
視察参加議員	松月よし子、長田秀樹、井上健作、中尾正俊、木下勇二

視察概要

【三原市の状況】

三原市は、2005年3月22日に、三原市、本郷町、久井町、大和町が合併して出来た市である。令和5年末現在で人口は88,617人、世帯数43,197世帯、広島県の中央東部に位置し、面積は471km²で、広島県の5.6%を占めている。また、中国・四国地方のほぼ中心にあり、当地方の各地域と連携する上で恵まれた地理的条件を有している。

【視察の内容】

安心して暮らせる地域づくりを目指して～久井町江木地区の取り組み～

(1) 久井町における小地域福祉活動

- ・ふれあいいきいきサロン:26箇所
- ・常設サロンひよりや:3箇所
- ・地域見守り活動:10地区
- ・生活支援活動:2地区

(2) 久井町江木地区の取り組み

「地域支え合い体制づくり事業」

①「住み慣れた江木地区で暮らすための委員会」の立ち上げ、開催

- ・参集者:地域住民(自治区役員・民生委員・地元商店等・医療、福祉、介護の専門職など)
- ・「医療介護等の立場から地域ケアに期待すること」「地域にあるもの・あったらいいもの・ないけど代わりにできそうなこと」「配食サービスのアンケート実施」「住民同士の支え合いのための講演会」など様々なテーマで協議や研修を実施。

②住民活動の立ち上げ

- ・地域見守り推進事業(配食サービス)※500円の弁当に200円の補助(本人負担300円)
- ・常設サロンひよりや(ふれあい貯筋)

③ふれあいの町江木の継続

- ・地域住民の話し合いの:ふれあいの町江木見守り部会(毎月)
- ・福祉専門職ネットワーク:久井町地域ケア会議

④生活支援活動「まかせんさい!」の立ち上げ

民生委員活動と連携した見守り活動を継続する中で…

- ・認知症のある人が増えてきて、日中の見守りが必要。
- ・日中独居の高齢者が寂しさを訴えることが多い。
- ・ゴミ出し(搬出・分別)ができなくなってきた人が増えている。
- ・自宅内の掃除・片付けが難しい人も増えてきた。
- ・その他のちょっとした用事ができない人が増えつつある。

〈第2期三原市市民協働のまちづくり推進計画の主な施策〉

(1) 住民自治組織

① 自治会間の意見交換会(地域プラットフォーム化)

- ・ 中山間地域の住民組織や「地域ビジョン」を策定した住民組織を対象とした意見交換会を年1回開催。
- ・ 互いの悩みや活動等を共有し、協力体制が構築できる関係性づくりに寄与した。

② 地域経営の推進

- ・ 活動中核組織(連合町内会)を対象に、住民組織が地域を経営するという考えのもと、地域の将来像を掲げ、それに向けた事業を計画する「地域ビジョン」の策定を支援。
- ・ 地域の空き家を活用したカフェを地域のスタッフで運営するなど、コミュニティビジネスに発展した事例もある。

③ 町内会の加入率向上に向けた取組み支援

- ・ 加入促進チラシの配布(転入時の窓口、町内会長への提供、不動産事業者への協力依頼等)、広報媒体の活用、移住世帯への働きかけによる加入促進に取り組んでいる。
- ・ 加入率が即座に向上することは難しいが、加入の意義や目的等の啓発を続けることが重要と考える。

(2) 市民活動団体

① 中間支援組織の取組

- ・ 中間支援組織である市ボランティア・市民活動サポートセンターが活動促進に向けた助言、マッチングやコーディネート、人材育成講座等を開催。
- ・ 住民組織を含めた対応により、団体間の連携が促進され、活動の活性化が図られた。

② 市民活動団体育成事業

- ・ 設立後の活動期間が5年以内の団体が実施する事業に対し、5万円を上限とした補助金を交付する。
- ・ 活動初期の団体を支援することで、団体の育成につながり、事業の発展に寄与した。

③ 市民提案型協働事業

- ・ 地域課題の解決や魅力あるまちづくりを創造することを目的として、団体が提案する事業を市と協働で実施する。団体には上限30万円の負担金を交付。
- ・ 3回まで同事業を申請できるが、以降も独自で事業を継続する団体が増加するなど一定の効果が認められる。

意見(本市にとって活用すべき事項・課題など)

見守り活動の中でちょっとした日常の用事ができない人が増えつつあることから、見守り部会において75歳以上のひとり暮らしの方にアンケートを実施し、ニーズを把握。アンケート調査の結果から、生活支援活動「まかせんさい!」を立ち上げ、掃除、洗濯、買い物、ゴミ出しなどを地域の支え合いにより解決する有償の活動の仕組み作りがなされている。

見守り部会は自治区長、民生委員・児童委員、地元商店、サロン関係者、市社協、包括、警察などにより構成されており、地域の課題を把握し、解決するための協議を重ねている。

少子高齢化や独居世帯の増加を背景に、地域課題はより複雑化・多様化し、地域の見守り活動の重要性はより大きくなっている。地域でできることを、自治会を軸に地域の商店などと協力し取り組み、地域で解決できないことを専門職(包括、ケアマネ、保健師、警察等)と連携して実施しており、それぞれが役割を担い、一体となって課題解決に向けて取り組む体制が機能していた。

■視察報告書（大阪府摂津市）

委員会名	市民福祉常任委員会
視察日時	令和5年11月14日（火）13時00分～15時00分
視察先	大阪府摂津市
視察項目	居住支援協議会の取り組みについて
視察参加議員	松月よし子、長田秀樹、井上健作、中尾正俊、木下勇二
<p>視察概要</p> <p>【摂津市の状況】</p> <p>摂津市の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口：86,494人（65歳以上人口：22,236人/25.71%） 世帯数：42,690世帯 令和5年3月末現在 総面積：14.87k㎡ <p>市の面積も狭く、平坦な地形で、関係機関との顔が見える関係ができています。</p> <p>【視察の内容】</p> <p>■居住支援協議会</p> <p>きっかけは平成30年の北部地震・台風の被害時。立ち退き、転居などの相談が社協や地域包括支援センターに寄せられた。</p> <p>住宅セーフティネットの専門家として、大阪人間科学大学の石川久仁子先生が勉強会を行政、社協等を対象に開催し、気運を醸成していた。また同時に、大阪府から居住支援団体として認定を受け活動をしていた「社会福祉法人桃林会 とりかい白鷺園」の百武昭彦施設長が協力して、摂津市居住支援協議会をスタート。</p> <p>■主な業務</p> <p>①相談業務</p> <p>住宅確保要配慮者の方（低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子どもを養育するものなど）の相談に乗り、民間賃貸住宅を紹介する。</p> <p>可能な限り、保証人不要の物件を紹介する。</p> <p>物件がない場合は、不動産会社が提携している家賃債務保証会社を紹介。緊急連絡先になる方が不在の際は、居住支援法人が緊急連絡先になる。</p> <p>家賃債務保証会社とも契約ができない際は、見つかるまで一時的に宿泊できる場所も提供。</p> <p>実績：令和4年度相談件数29件</p> <p>②提携不動産会社の拡大</p> <p>「摂津市住まい探し協力店登録制度」を設け、住宅確保要配慮者への協力をしてくれる不動産事業者を登録している。現在市内に提携業者は2社。説明会を行い、理解促進</p> <p>実績：2社と提携（2023年11月）</p> <p>■居住支援協議会の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く） 人員：3名体制（局長：1名 事務員：2名） 経費：6,601,146円（国庫補助金：居住支援協議会等活動支援事業） 実績：相談件数29件（うち支援件数20件） <p>意見（本市にとって活用すべき事項・課題など）</p> <p>高齢化が進む本市でも、住宅確保要配慮者の数は今後増えることが予想される。まずは、現在、対象者がどのように住居を探し、見つけているのか実態の把握が必要。</p> <p>状況によっては、国からの助成金を活用しながら、本市でも居住支援協議会の設立の検討の必要がある。</p>	

■視察報告書（福井県坂井市）

委員会名	市民福祉常任委員会
視察日時	令和5年11月15日（水）10時00分～11時30分
視察先	福井県坂井市
視察項目	地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性と一体的策定・推進について
視察参加議員	松月よし子、長田秀樹、井上健作、木下勇二
<p>視察先の概要</p> <p>【坂井市の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日現在 人口：89,102人 世帯数：32,963世帯 ・面積：209.67km² ・平成18年3月20日に、三国町、丸岡町、春江町、坂井町の旧坂井郡4町が合併し誕生した。東尋坊や丸岡城など、全国的に知られる観光地を擁している。また、田畑が約34パーセント、山林が約30パーセントを占めており、豊かな自然環境に恵まれている。 <p>【視察内容】</p> <p>(1) 取組</p> <p>*かたいけのプラン（坂井市社会福祉協議会地域福祉活動計画）</p> <p>「地域共生社会の実現」を目指し、地域住民、ボランティア、関係機関等の協働による住民主体の地域福祉活動を計画的、具体的にすすめていくことを目的とした行動計画である。第3次計画は、坂井市内で地域福祉の推進に関わる関係者のより一層の連携・協働体制の構築を目指し、坂井市が策定する「第3次地域福祉計画」と一体的に策定。具体的には市地域福祉推進計画において12の実施計画を、4つの支部（みくに支部・まるおか支部・はるえ支部・さかい支部）が地域性に合わせた活動を支部住民福祉活動計画において運用。またこの支部住民福祉活動計画は地域福祉計画とも連動しており、「オール坂井市」で地域福祉を推進している。</p> <p>(2) 計画推進体制</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域福祉活動計画（社協）・・・活動者とともに必要な取組や活動（行動）を示したもの ②地域福祉計画部会・地域福祉活動計画推進委員会・・・取組を推進・評価 ③支部住民福祉活動計画（支部社協）・・・支部地域における課題・福祉サービスや福祉ニーズの要望・改善提案 ④テーマ別委員会・・・テーマ別の課題に対する検討・報告・提言 ⑤地域福祉推進基礎組織（地区ふくしの会/全38地区）・・・身近な生活圏域での地域課題・福祉ニーズの把握、主体的に実践している地域福祉活動の評価・改善提案 <p>※本計画の範囲外ではあるが重層的支援体制整備事業の観点からさらに区単位での自治会活動、さらに近隣地域での日常的な見守りを含む小地域見守りネットワークも地域づくりとして間接的に関わっている。</p> <p>意見（本市にとって活用すべき事項や課題）</p> <p>坂井市保健福祉総合計画は、坂井市の福祉保健に関わる基本方針を示すとともに、地域福祉、高齢・介護、障がい、健康、食育、成年後見、自殺対策に関する個別計画を横断・包括する計画であり、総合計画の部門計画として位置付けられている。</p> <p>本市においては、それぞれ個別計画を策定のもと推進がなされているが、坂井市においては個別計画を横断・包括していることで、関連性を維持しつつ、施策を推進する仕組み作りがなされている。</p> <p>また、坂井市社協の地域福祉活動計画と坂井市の地域福祉計画は互いに補強・補完する関係となっており、一体的な策定がなされている。地域福祉活動計画は、市地域福祉推進計画と支部住民福祉活動計画により構成されており、支部住民活動計画には、地域福祉推進基礎組織である地区ふくしの会という身近な生活圏域での地域課題・福祉ニーズが計画へ反映されている。</p>	

坂井市の地域福祉計画は、横断・包括的な保健福祉総合計画と、地域課題・福祉ニーズを反映している地域福祉活動計画との連動がなされている。この仕組みは本市においてもより横断的かつ包括的な福祉の推進のためにも参考になると考える。

民生委員・児童委員の一斉改選の時期の見直し及び活動費に見合った財政措置を求める意見書（案）

民生委員・児童委員制度は、制度創設から100年を超え、市民福祉の向上にとって欠かせない制度となっている。

また、急速な高齢化の進行や世帯構造の変化、さらに住民が抱える生活・福祉課題も多様化、深刻化しており、相談支援にあたる民生委員・児童委員の役割が一層大きくなっている。特に近年では、高齢者世帯の日常生活に関する支援が大幅に増加しているほか、災害に備えた要配慮者対策、消費者トラブル防止への協力、子どもや家庭の見守りなど、幅広い分野での期待が高まっている。

しかし、一方では、慢性的ななり手不足が深刻化しており、令和4年度民生委員・児童委員の一斉改選時においては、全国で15,191人の欠員が生じている。民生委員・児童委員については、昭和28年以降、12月に一斉改選が行われているが、一斉改選の時期が12月であることが、本市において選出をより困難にしている状況である。改選時期を一律に定めるのではなく地域の実情において定めることが、民生委員・児童委員の選出においては極めて重要である。

また、民生委員・児童委員は、地方公務員法が定める非常勤特別職の地方公務員で、民生委員法第10条で「給与を支給しない」と定められており、また活動費についても現状に見合った財源措置がなされておらず市からも補助をしている状況である。

平成26年4月の厚生労働省による「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」の報告書においても、「民生委員・児童委員の経済的な負担も増えていることから、厚生労働省は、活動費の増額を関係省庁に対して要求していくべきである」とされている。

よって、国会及び政府に対し、我が国社会の財産ともいえる民生委員・児童委員制度を維持・発展させていくために、下記の事項について早急なる対応を強く要望する。

記

- 1 一斉改選の時期を地域の実情に応じて定めることができるよう見直すこと。
- 2 現状の活動費に見合った財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

福岡県糸島市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

建設産業常任委員会調査報告書（令和5年度）

1. 調査報告の目的

常任委員会の調査力の強化と委員会活動の見える化のため、令和5年度において行った建設産業常任委員会における調査の結果を記すものである。

2. 調査の範囲

本委員会の所管は、糸島市議会委員会条例第2条第2項の規定により、生活環境部、建設都市部、農林水産部、経済振興部及び農業委員会に属する事項とされており、これらの範囲内で調査を行った。

3. 調査の経過

本委員会では、本年度、計16回の委員会において、付託された議案等の審査のほか、「地域経済活性化と都市機能充実」をテーマに調査を行った。

本年度の委員会の開催状況、調査事項等は以下のとおりである。

■建設産業常任委員会開催状況

回	年月日	調査事項等
1	令和5年4月12日	・執行部からの報告について ・委員会の調査テーマと所管事務調査について
2	令和5年5月12日	・執行部からの報告について ・委員会の調査テーマと所管事務調査について
3	令和5年6月8日	・議案等審査、採決
4	令和5年6月12日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について
5	令和5年6月20日	・議案等審査、採決 ・委員長報告の取りまとめ
6	令和5年7月19日	・執行部からの報告について ・所管事務調査（管内視察） 水素エネルギー国際研究センター、水素エネルギー製品研究試験センター（HyTReC）
7	令和5年8月18日	・行政視察について
8	令和5年9月8日	・議案等審査、採決 ・行政視察の議長への派遣承認の申出について
9	令和5年9月13日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について

10	令和5年10月26日	・執行部からの報告について ・視察報告について
11	令和5年11月20日	・視察報告について
12	令和5年12月8日	・議案等審査、採決
13	令和5年12月12日	・委員長報告の取りまとめ ・閉会中の継続調査について
14	令和5年12月13日	・閉会中の継続調査について
15	令和6年1月17日	・執行部からの報告について
16	令和6年2月15日	・執行部からの報告について ・調査報告書案の検討

4. 調査事項

(1) 調査テーマの選定

コロナ禍による経済停滞が生じていることから、地域経済の活性化についての調査、研究が必要であること、また、都市再生整備計画を策定予定のことから、地域経済の活性化にはインフラ等の都市機能の充実も重要であり、「地域経済活性化と都市機能充実」をテーマに選定した。

(2) 管内視察

本委員会では、「地域経済活性化と都市機能充実」のテーマの下、水素エネルギーを都市機能に繋げることができないか調査するため、令和5年7月19日に国立大学法人九州大学 水素エネルギー国際研究センター及び公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター（HyTReC）へ管内視察を行った。

■内容

水素エネルギー国際研究センター	水素エネルギー製品研究試験センター
◇水素エネルギーの現状・課題と将来展望について 水素が新たなエネルギー源としてエネルギー政策的にも位置づけられ、社会全体で脱炭素化へ向けて様々な分野で技術革新が進められている。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた水素の用途拡大も進んでおり、水素自動車や水素燃料船などの開発・実用化も行われている。	◇施設の概要について 水素関連製品の性能や信頼性を評価する第三者機関として、中小・ベンチャー企業等の研究開発・製品試験を支援することにより、水素エネルギーの実用化、水素エネルギー産業の育成を推進している。試験は国内外の企業から受託し、年間約300件実施されている。

結果として、水素が新たなエネルギー源としてエネルギー政策的にも位置づけられていること、また、燃料電池自動車や家庭用燃料電池など水素エネルギーを活用した製品もあり、水素エネルギーを都市機能に繋げることが可能であることが分かった。

■管内視察の様子



(3) 先進地への行政視察

再開発やインフラ整備などの取り組みを行っている点などを考慮し、令和5年10月2日から同月4日にかけて、以下のとおり行政視察を行った。

なお、行政視察の詳細については、別紙「視察報告書」を参照されたい。

■行政視察の概要

岩手県北上市 (10/2)	宮城県石巻市 (10/3)	福島県福島市 (10/4)
<p>◇北上市拠点形成プロジェクトに関する未来ビジョンについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業について ・未来ビジョン策定までのプロセスについて ・サウンディング型市場調査について 	<p>◇道路や下水道インフラの震災復興について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業の経緯・内容・課題について ・震災復興のための補助金について ・石巻市議会災害対応指針について 	<p>◇防災機能等について (道の駅ふくしま)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道の駅」整備事業の背景について ・施設の概要・特色について ・施設運営方針について ・施設の初年度実績について

■岩手県北上市での行政視察



■宮城県石巻市での行政視察



■福島県福島市 道の駅ふくしまでの行政視察



(4) 調査の総括

本市において商店街や駅前の建物の老朽化や毎年のように発生する豪雨による災害対応などが課題となっている。

すぐに解決できる問題ではないが、他市において、再開発の先進的な取り組みや災害復旧の課題点、道の駅における防災拠点としての役割を担う設備について調査し、前例を重視するだけでなく、視野を広げて様々な視点から事業を行うことや常日頃から災害に対し準備を行うことなどの重要性を再認識した。

他市の事例の参考となる点は部分的にでも活用していくことで都市機能の充実や地域経済の活性化につながる対策の検討を行っていただきたい。

5. 視察報告書

■視察報告書（岩手県北上市）

委員会名	建設産業常任委員会
視察日時	令和5年10月2日（月） 14時30分～16時00分
視察先	岩手県北上市
視察項目	北上市拠点形成プロジェクトに関する未来ビジョン（地区再生計画）
視察参加議員	加茂正彦、波多江貴士、高橋徹郎、服部清幸、寺崎達也

【北上市の状況】

北上市(437.55km²)は岩手県南西部にある市であり、北上盆地のほぼ中央に位置している。面積は糸島市のおよそ2倍の広大な面積を有しているが、人口はおよそ9万人、世帯数はおよそ4万、一般会計予算規模は418億円で、糸島市とよく似ている。

東北新幹線、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道釜石秋田線などの高速交通体系も整備され、「北東北の十字路」として交通の利便性が非常に高い。

【視察の内容】

北上市拠点形成プロジェクトに関する未来ビジョン（地区再生計画）について北上市都市整備部都市再生推進課より説明があった。

1. 北上市における課題について

北上市拠点形成プロジェクトに関する未来ビジョン（地区再生計画）の対象地区内における課題として、商店街や柔剣道場等の建物の老朽化、空き店舗の増加、また、北上駅周辺のビルの老朽化による景観的な課題など様々である。

2. 課題解決に向けた方針

北上市拠点形成プロジェクトに関する未来ビジョン（地区再生計画）では、中心市街地がメインである「にぎわうゾーン」、諏訪神社や柔剣道場のある「くつろぎゾーン」、駅前周辺の「もてなすゾーン」の3つのエリアを先導的拠点として設定。各エリアで再開発などの事業を行い、中心部の再生を進めている。

3. 再開発事業とは

土地を集約し、合理的な有効利用と都市機能の更新を行う。北上市では「法定再開発事業」と「優良建築物等整備事業」を主に活用し、再整備を行っている。

「法定再開発事業」とは、準備組合の設立から竣工まで段階を踏んで事業を行っていく手法であり、時間はかかるが、地権者の2/3以上の同意があれば実行可能。

「優良建築物等整備事業」とは、法定再開発事業と比べ、事業完了までが早い。しかし、地権者の同意は100%必要であるため、規模が小さい区域に向いている。

4. 北上市の特徴

再整備事業等において、サウンディング型市場調査を実施することで実施の可能性や事業所からの提案内容などを精査し、土地の有効利用を図っている。

5. まちづくりに必要な視点

これまでのまちづくり事業は、居住者の暮らしのため（居住者の視点）や、再開発、都市機能の整備など（行政の視点）を主としていた。しかし、居住者の視点と行政の視点だ

けでは継続的なまちづくりに結びつかないことが多いため、事業者の目線から再開発に適した土地か、投資に値するか等（民間事業者の視点）をプラスして判断し、事業を進めている。

■本市にとって活用すべき事項や課題

糸島市においても、商店街や駅前などに空き店舗が増え、にぎわいの喪失が懸念されており、危機感を抱えている。また、老朽化した建物もあり、安全を確保するためにも早急な対策が必要であると考ええる。

北上市では、地区再生計画を策定し、老朽化した建物などを撤去し再開発に取り組んだり、駅前の市営駐車場の土地を利活用し、新たにホテルや賃貸マンション、立体駐車場などを整備する事業が現在行われている。

また、サウンディング型市場調査を行うことにより、事業の実施可能性やその土地のポテンシャルを民間事業者などから聞き出すことも行っており、行政だけでは引き出せない視点を持って事業を進めていることは、糸島市においても非常に参考となると考える。

■視察報告書（宮城県石巻市）

委員会名	建設産業常任委員会
視察日時	令和5年10月3日 13時30分～15時00分
視察先	宮城県石巻市
視察項目	道路や下水道インフラの震災復興について
視察参加議員	加茂正彦、波多江貴士、高橋徹郎、服部清幸、寺崎達也

【石巻市の状況】

石巻市（554km²）は、三陸沿岸の南端部に位置し、大きく山地部と平地部に区分され、市内を新旧北上川が縦断し、旧北上川の河口部を中心として市街地が形成されている。

古くから北上川河口部に繁栄してきた町で、江戸時代には米を輸送し、奥州最大の米の集積港として、全国的に知られた交易都市であった。

平成23年3月11日マグニチュード9.0、震度6強の地震が起きる。石巻市には最大波、東京の平均海面+8.6mの津波が押し寄せる。

また、石巻市の鮎川では最大120cmの地盤沈下が起こり、浸水面積は73km²（宮城県全体327km²）、市内の13.2%、中心市街地は全域が浸水となった。

【視察の内容】

《道路復旧における主な課題と、解決方法》

- ・マンパワー不足・・・全国の自治体から派遣による支援
- ・予算確保・・・各種補助金等による財源確保
- ・国、県、市の各種工事間調整・・・国、県、市合同による調整会議を実施
- ・土工転用土等の仮置き場不足・・・事業予定地でストックヤードを開設
- ・施工業者人員不足による落札不調・・・現場専任技術者の併任による緩和措置
- ・資材、重機等の不足・・・被災3県の特例による経費率補正等により対応

また、予算においては、

・復興交付金（補助額75～80%）・・・道路整備、区画整理、集団移転、漁業集落、下水道など広域的な整備が必要なものに活用。

・社会資本整備総合交付金（復興枠）（補助額55%）・・・既存の道路を改良しながらの復興、原型復旧+改良に活用。

・災害復旧費（激甚災）（補助額100%）・・・道路、橋梁などの原型復旧に活用。

以上の補助金を活用し、道路整備等にかかる事業費総額は約623億円（補助金約471億円）であった。

《震災後の下水道復旧について》

・下水道では、地震動や津波による影響で管渠の損傷や、マンホールが破損するなどの被害が発生した。災害調査の際には、瓦礫の撤去が進まず、管渠の調査ができない状況で工事に着手しなければならず、工事を進める中で、被害の全容が変わってしまうこともあった。（例：管渠の部分被災だと思って工事を始めたら、マンホールからマンホールまでの管渠全体被災であったなど）

また、工事中は汲み取り箇所を設定し、管渠が組み上がるまで、ポンプ車で下水を汲み上げて対策を講じていた。

・地震と津波の影響により大規模な地盤沈下が起こり、雨水の自然流下が不能となった。そのため、自然流下不能のため強制排出が必要となり、新設ポンプ場を11ヶ所設置するなどして対応している。

また、海岸線沿いには石巻中央排水ポンプ場（排水能力30.900m³/秒 10秒で小学校の

プールを排水できる能力)を新たに整備している。

《災害を受けての議会の動き》

石巻市では震災後の平成25年に石巻市議会災害対応指針を策定しており、大きな災害が起こった場合にはその指針に則り議員は行動することになっている。

主な内容として、議員は自ら議会事務局へ安否と所在を連絡する。災害対策会議が設置された場合、議員から当局への要望はこの災害対策会議に提出する。などとなっている。

■本市にとって活用すべき事項や課題

糸島市でも近年ゲリラ豪雨や台風による大雨の被害が頻繁かつ、大規模になってきている。今後は今以上の、道路の損壊や下水道や雨水排水設備への被害が懸念される。

糸島市が大規模災害に見舞われた際にも石巻市と同じような課題に直面するであろうことから、石巻市の取り組みは大変参考になるものであった。

また、地震発生時の地盤沈下による影響が雨水排水を困難にさせるということであった。現実的には地盤沈下に備えた整備を平時からしていくのは難しいことだと理解するが、『大地震が起こったときに地盤沈下が起こり、道路や地域の排水が困難になる』という現実を学べたことは、今後の糸島市の災害復旧を考えるうえで参考となった。

最後に、大きな災害が起こった際の議員の行動も再確認した。これに関しては糸島市議会において災害時活動マニュアルを策定しており、準備はできているが、被災地の当局の声として聞くことで、改めて復旧、復興に際しては、当局に混乱を引き起こさず、議会として後押しすることの重要性を確認した。

■視察報告書（福島県福島市：道の駅ふくしま）

委員会名	建設産業常任委員会
視察日時	令和5年10月4日 9時30分～11時00分
視察先	福島県福島市
視察項目	道の駅ふくしまの複合的な施設整備について
視察参加議員	加茂正彦、波多江貴士、高橋徹郎、服部清幸、寺崎達也

【道の駅ふくしまの状況】

東北自動車道「福島大笹生IC」隣接地に、2022年4月にオープンした道の駅である。吾妻連峰を見渡す最高のロケーションに位置し、ここでしか味わえない地元のグルメや産品が豊富に揃い、「屋内こども遊び場」や、「ドッグラン」を備えた大人も子どもも、愛犬も楽しめる道の駅となっている。

また、防災倉庫や耐震性貯水槽、太陽光発電を完備しており、バイオマス発電による電力を使用するなど、防災面を意識している。

【視察の内容】

●道の駅整備の背景

福島県沿岸部から中心部まで続いている相馬福島道路は東日本大震災からの早期復興を図るリーディングプロジェクトとして位置付けられた高規格幹線道路で、国土交通省において整備が進められ、令和3年4月に全線開通となった。しかし、国道であるため、途中にサービスエリアがない。また、福島県より西へ向かう際に大雪の影響で立ち往生することがある。そのため、令和4年4月27日に道路利用者のための「休憩機能」や道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」などを持つ施設として整備された。

●施設の特徴

施設内には24時間利用可能なトイレやシャワールーム（有料）、道路情報コーナーがあり、休憩機能や情報発信機能を持っている。

ドッグランや屋内こども遊び場、多目的広場（芝生）も併設されており、多くの利用者がいるという。

また、防災倉庫や耐震性貯水槽、太陽光発電を完備しており、バイオマス発電による電力を使用するなど、防災面を意識しているところは大きな特徴である。

●防災・環境面について

【防災倉庫】

・災害等の非常時のために、毛布やマットレス、非常食等を備蓄。福島市内には、道の駅、飯坂消防署、NCVふくしまアリーナの計3か所に設置されている。

【耐震性貯水槽】

・災害時には、40トンの水が貯水可能。約4400人分の3日分の飲料水を確保することができる。火災の際は、消火用水としても使用可能である。

【電力の地産地消】

・道の駅ふくしまはクリーンセンターのごみ焼却熱を利用した発電（バイオマス発電）による電力を使用している。バイオマス発電はCO₂の発生が抑制されたクリーン電力である。

【太陽光発電】

・屋内こども遊び場の屋根に太陽光パネルを設置しており、31kwh発電可能である。発電した電気は道の駅本体に供給している。

・停電時（日照有）には、道の駅トイレや道路情報コーナーに電力を供給できる。

■本市にとって活用すべき事項や課題

糸島市は直売所などが多くあるが、災害時の避難場所や非常食等の備蓄場所としての防災機能を有していない。

そのため、既存の直売所等で、災害時にも対応できる施設（防災倉庫設置や24時間利用可能なトイレ設置等）を追加することで、直売所等に防災機能を有することができるので、既存の民間施設等と、災害に関する協定の締結を推進することが都市機能の維持・充実に繋がると考える。